

## 答案例

- ア 「暴行・脅迫」とは、財物の強取に向けられた相手方の反抗を抑止する程度の強度の暴行・脅迫をいう。<sup>5</sup>相手方の犯行を抑止するに足りる程度のものかは、暴行・脅迫自体の客観的性質により、一般人を標準に判断する。<sup>6</sup>本件では、甲は、刃体が約15センチメートルのナイフを使用しており、当該ナイフは一般的に殺傷能力が高いものといえるから、当該ナイフを腹部に刺突する行為は、相手方の反抗を抑止する程度の「暴行」にあたる。
- イ 次に、甲は、仏像の返還や代金の支払を免れることを意図して上記暴行行為に及んでいるが、仏像の返還請求権や代金の支払請求権というVの権利が不法であつて、「財産上…の利益」に該当しないのではないか、問題となる。この点、不法な手段によって財産法秩序を乱す行為を容認することは、結局、個人の財産上の正当な権利・利益の実現を不能ならしめることになるから、暴利行為による債務の弁済を免れるという利益も、強盗利得罪の客体となる。したがって、そのような民法上保護されない利益も「財産上…の利益」に該当する。<sup>7</sup>
- ウ そして、2項強盗の成立に被害者の処分行為が必要か問題となる。この点、処分行為は不要である。なぜなら、強盗罪の成立には反抗を抑止する程度の暴行・脅迫がなされることが必要であり、相手方は任意の処分行為をそもそもなしえない状態になっているからである。ただし、債権者による当該債務の追及が事実上不可能もしくは著しく困難な状態になるという現実に財産上の利益を取得したと評価できる事情は必要である。なぜなら、利益を得たといえるためには、単に暴行・脅迫により一時的に債権者の追及を免れるというだけでは足りないからである。<sup>8</sup>本件では、甲は偽名を使って自分の身分が明らかにならないようにしており、後日Vが甲の居場所を特定して債務を追及することは事実上困難であったといえる。よって、甲は、現実に「財産上…の利益」を取得したと評価できる。
- エ 以上より、甲は「強盗」にあたる。
- (2) ここで、死の結果に故意がある場合に240条が適用されるか問題になる。この点、240条には殺意・傷害の故意ある場合をも含み、強盗殺人罪が成立しうる。なぜなら、本条は、強盗の機会に人の殺傷という結果が伴うことが刑事学的に顕著であることから特に構成要件化したものであり、故意ある場合をも当然に包含する趣旨であるからである。<sup>9</sup>また、人の死亡、傷害結果が生じたかどうかで未遂・既遂を決する。なぜなら、240条は、人の死傷という結果が生じた場合に特に厳罰に処するものであり、その保護法益としては、財産よりも人の生命・身体に重点が置かれているといえるからである。<sup>10</sup>したがって、Vが死亡に至らなかつた本件では、未遂で問擬されることになり、強盗殺人未遂罪の構成要件該当性が認められる。
- (3) もっとも、甲が、Vのナイフを奪い取りその腹部を1回突き刺したのは、Vがナイフの刃先を甲の首元に突きつけ、「言うことを聞かないと痛い目に合うぞ」と言ったことで、このままでナイフで刺される危険があると考えたことも原因の1つである。そこで、正当防衛(36条1項)が成立し、違法性が阻却されないか。
- ア まず、Vが護身用に持ち歩いていたナイフの刃先を甲の首元に突き付け、「言うことを見かないと痛い目に合うぞ」と生命身体への危害を示唆したのは、甲がVの仏像を詐欺に

<sup>5</sup> 各論コア75<sup>6</sup> 各論コア76<sup>7</sup> 各論サブコア56<sup>8</sup> 各論コア83<sup>9</sup> 各論コア92<sup>10</sup> 各論コア93